

ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援補助金

1次公募を開始しました！

公募期間：平成30年2月28日（水）～4月27日（金）

【当日消印有効】



中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。（詳細は当会HP上の『公募要領』をご覧ください。）

※本県の採択実績：577件、約63億円【平成24～28年度補正合計】

【補助対象事業】

対象要件		【革新的サービス】	【ものづくり技術】
申請類型		「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。	「中小ものづくり高度化法」12分野（※1）に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画（3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画）であること。
新 企業間 データ活用型		<ul style="list-style-type: none"> ◆対象経費の3分の2以内で、上限額1,000万円/者を補助（※2）（機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費） ◆設備投資（※3）が必要 ◆連携体は、幹事企業を決め、10者まで ◆200万円に連携体参加者数を乗じて算出した上限額が追加され、それを連携体内で配分可能 	◆生産性向上に資する専門家の活用がある場合には、補助上限額を30万円の増額が可能
	一般型	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象経費の2分の1以内で、上限額1,000万円を補助（機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費） ◆先端設備等導入計画（仮称）の認定（※4）又は、経営革新計画（平成29年12月22日以降に申請したもの）の承認を取得して一定の要件を満たす場合の補助率3分の2以内 ◆設備投資（※3）が必要 	
小規模型	設備投資のみ	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象経費の2分の1以内で、上限額500万円を補助（機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費） ◆小規模事業者の補助率3分の2以内 ◆設備投資（※3）が必要 	
	試作開発等	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象経費の2分の1以内で、上限額500万円を補助（機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費） ◆小規模事業者の補助率3分の2以内 ◆設備投資（※3）が可能（必須ではない） 	

（※1）①デザイン開発 ②情報処理 ③精密加工 ④製造環境 ⑤接合・実装 ⑥立体造形 ⑦表面処理 ⑧機械制御 ⑨複合・新機能材料 ⑩材料製造プロセス ⑪バイオ ⑫測定計測

（※2）個者ごとの補助上限額が1,000万円であり、連携体内での予算流用はできません。

（※3）専ら補助事業のために使用される機械装置費のうち、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものを計上すること。

（※4）地方自治体が生産性向上特別措置法（案）（平成30年通常国会提出）に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置することが前提となります。

【問合せ先】 宮崎県中小企業団体中央会 ものづくり中小企業支援センター

〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3階

TEL：(0985)25-2271 / FAX：(0985)27-3672 / E-mail：monodukuri@himuka.or.jp

宮崎県中小企業団体中央会

検索

